

○国土強靱化基本計画の見直しの案の作成に当たり実施する脆弱性評価(※1)の基本的事項(※2)を定めるもの。

※1 脆弱性評価:起きてはならない最悪の事態の回避に向けて、現状を改善するための課題、推進すべき施策を分析・整理するもの

※2 脆弱性評価の基本事項:評価の方法/想定するリスク/目標、起きてはならない最悪の事態/施策分野/脆弱性評価を行う上での視点/評価の手順 等  
国土強靱化推進本部にて決定(国土強靱化基本法第17条第1項および同条第8項)

## 1. 評価の枠組み(案)

### ①大規模自然災害をリスクとして想定

### ②「起きてはならない最悪の事態」の見直し

現計画策定以降の社会情勢の変化や地域計画におけるリスク想定等を勘案し、「起きてはならない最悪の事態」について、次のような追加・見直し

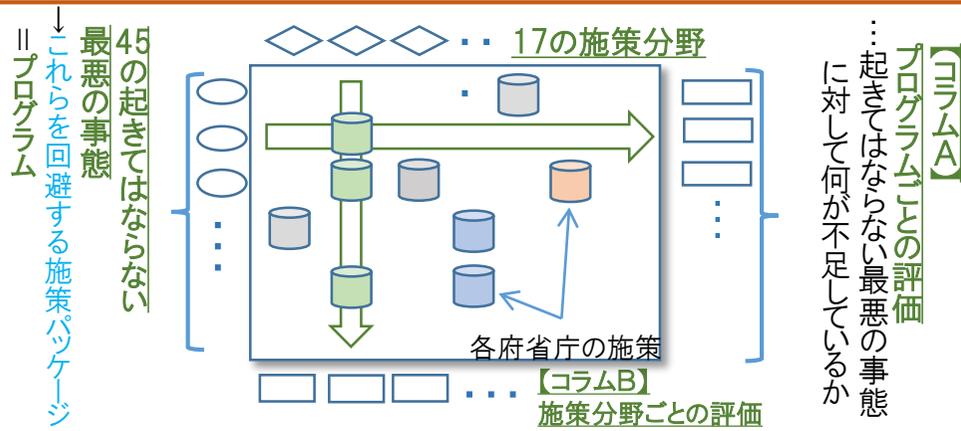
- 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
- 劣悪な避難生活環境、**不十分な健康管理**による多数の被災者の**健康**状態の悪化・死者の発生
- 有形無形の**文化**の衰退・喪失
- 事業用地の取得が進まず、復興が大幅に遅れる事態

### ③施策分野

○個別施策分野は従来と同じ12分野を設定。

○横断分野は見直しの結果、以下の5分野を設定。

- 1.リスクコミュニケーション、2.人材育成(追加)、3.官民連携(追加)
- 4.老朽化対策、5.研究開発



## 2. 実施方法

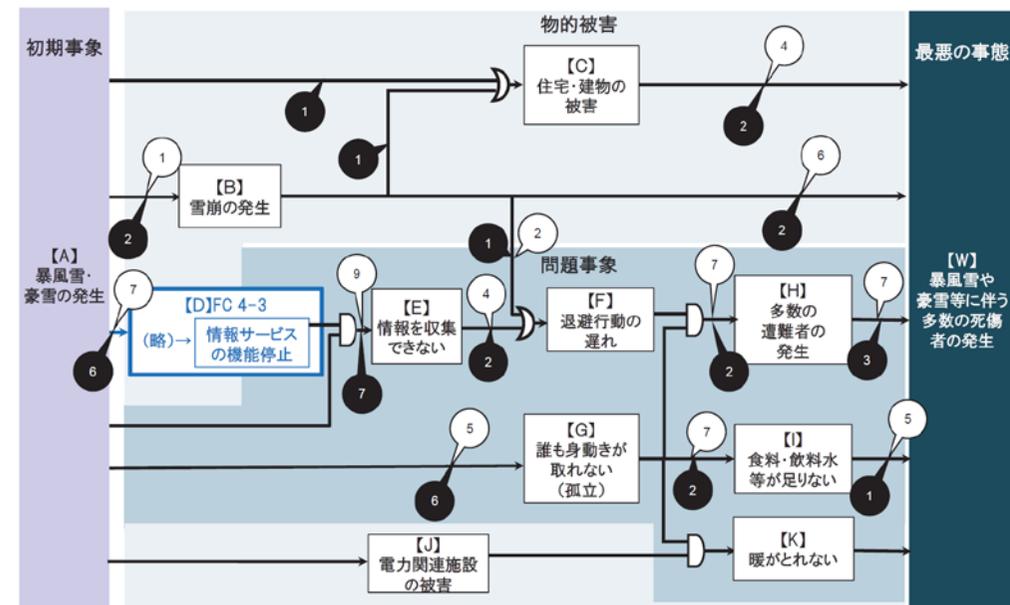
・45の起きてはならない最悪の事態(プログラム)を想定した上で、17の施策の分野について評価を行う。

・「起きてはならない最悪の事態」がどのようなプロセスで起こりうるのかについて論理的に分析したフローチャートを作成し、リスクシナリオの「見える化」を行い、現状の国土・社会経済システムの脆弱性と施策の脆弱性を総合的に分析・評価する。

・平成30年7月中を目途に評価を実施する。

フローチャート(イメージ)

「(1-6)暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生」のフローチャート



# 新・45の起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標(カテゴリー)	
起きてはならない最悪の事態	
1. 直接死を最大限防ぐ。	
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
1-5	大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。	
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3. 必要不可欠な行政機能は確保する。	
3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全
3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5. 経済活動を機能不全に陥らせない。	
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

事前に備えるべき目標(カテゴリー)	
起きてはならない最悪の事態	
5	5-5 太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-6 複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
	5-7 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
	5-8 食料等の安定供給の停滞
	5-9 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	
6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。	
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
7-4	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂、火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
7-5	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

※   は、新たに設定   は、内容を組替